



GDM FAQs (GDM 質疑応答集)

暫定訳(2010/6/19version)

著：GDM2010 イニシアティブ

gdm.earthmind.net

gdm@earthmind.net

翻訳監修¹：名古屋大学エコトピア科学研究所 教授 林希一郎

Prof. Kiichiro HAYASHI, Nagoya University

概観

生物多様性の損失率を止め、またはその損失率を制限しようとする近年の努力は、一般的認識として、失敗に終わった。また個々の評価結果はそれぞれ異なる一方で、生物多様性の損失を逆転させ、貴重な生態系とその生態系サービスを保全するという重要な挑戦を実現するためには、全体的に資金や資源が不十分であることは明らかである。

グリーン開発メカニズム (GDM) は生物多様性条約 (CBD) に基づく革新的資金メカニズムの一つの提案である。よく知られているクリーン開発メカニズム (CDM) が気候変動の緩和に用いられてきたことと同様に、GDM は生物多様性の損失を緩和するために民間部門の資金を動員することで、この資金ギャップを埋める手助けとなるであろう。特に開発途上国において、CBD を実行するために、民間部門からの支援の拡大を可能にする状況を作り出すことを GDM は目的としている。

すでに多くの GDM についてのコンサルテーションプロセスが行われてきた。2008 年 5 月にドイツのボンで行われた CBD-COP9 のサイドイベントで初めて議論された GDM の初期構想以来、GDM は、専門家や政策立案者からの建設的意見を集約した一連の国際イベント、専門家ワークショップ、そしてダイアログを通じて具体化されてきた。最近では、UNEP 総会直前の 2010 年 2 月にインドネシアのバリにおいて、第 2 回 GDM 専門家ワー

¹ 翻訳協力：名古屋大学工学研究科 博士課程 太田貴大

クショップが開催された。これらのコンサルテーションは、GDM の考え方を充実させるための材料を提供することや、以下のようなよく訊かれる質問への回答に役立ってきた。

1. グリーン開発メカニズム (GDM) とは何か？

グリーン開発メカニズム (GDM) とは、CBD 実行のために、民間部門からの支援の拡大を可能とする状況を作り出すための革新的資金メカニズムの提案の一つであり、現在作業が進行中のものである。CDM が気候変動を緩和するために行われてきたのと同様に、GDM は生物多様性の損失を緩和するために民間部門からの資金を動員することを目指している。生物多様性用の資金は、従来では政府開発援助 (ODA) や慈善団体からの寄付によるものが主であったが、GDM では市場メカニズムを通して生物多様性の需要と供給とを結びつけることにより、民間部門の資金を動員する。生物多様性保全区域が供給するものを認証するための基準や認定プロセスを確立したり、機能的な市場メカニズムを促進したりすることで、GDM は企業や消費者を含む自発的な買い手に対して、認証された生物多様性保全のマネジメントを販売することが可能となる。

2. なぜグリーン開発メカニズムは必要なのか？

生物多様性の損失率を止め、またはその損失率を制限しようとする近年の努力は、一般的認識として、失敗に終わったために、GDM は必要とされている。2010 年国際生物多様性年発足にあたり、国連事務総長潘基文氏は次のように述べた。「我々の生命は生物多様性に依存している…我々は、当然のものと思っている多種多様な環境財やサービスを失っている。その結果、経済や人々、特に世界の最貧困層に、また特にミレニアム開発目標にとって、深刻な影響を与えるだろう。…我々には新しいビジョンと新しい努力が必要だ。ビジネス・アズ・ユージュアル (Business as usual) は選択肢ではない。」

3. なぜ既存の生物多様性の資金措置では適切にこの問題に対処できないのか？

評価結果は様々であるが、生物多様性の損失の傾向を逆転させるためには、全体的に資金供給が不十分なことは明らかである。多くの国際的手段や基金、とりわけ地球環境ファシリティ (GEF) は多大な建設的な貢献をしているが、それらは依然として規模や範囲が限られている。GDM 自身ではこの資金の危機を解決することはできないが、民間部門からより多くの資金を生み出すことにより、既存の資金イニシアティブを補完することができる。

4. GDM は既存の資金スキームとどこが違うのか？

GDM は生物多様性の保全に資する市場メカニズムのプロセスを支援することによって、追加的な資金源を動員し、それによって企業と消費者の両方からの民間部門の参画の新しい機会となりうる。従来の政府開発援助 (ODA) への依存から、ダイナミックで、耐久力

があり、規制された自発的な売り手と買い手とがリンクしている市場メカニズムに基づくシステムへと資金供給の考え方を変えていくものになるであろう。この点から GDM は、CBD の 20 条と 21 条に定められた資金供給に関する取り決めに代替するものではなく、これを支持し補完するものである。

5. GDM は政府の貢献が要請される新しい「垂直型資金供給」の設置を含むのか？

含まない。GDM 案は、追加的な公的資金を求めている。しかし、GDM は、既存の政府援助の仕組みの上に追加的に構築されるため、政府は、GDM パイロットフェーズの仕組みの構築に関わる能力開発への資金供給に対して GDM を支援するように要請されるかもしれない。また、政府は、生物多様性保全に関する民間需要を促進するための国内的インセンティブ措置の実施を通して、積極的に GDM スキームを促進しようとするかもしれない。

6. GDM は遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) の国際レジームの一部を代替するか？

代替しない。GDM の焦点は、生物多様性保護区域やランドスケープに対する資金供給であるが、その GDM の活動は、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を含む、CBD の 3 つの目的すべてに対して、適切な場合には、矛盾がないことを保証する必要がある。この観点からすると、もし ABS 課題の政治的解決方法が、CBD 締約国によって合意されるのであれば、GDM は ABS の実施促進の役目を果たすことも可能になるだろう。

7. GDM の下では、どのような種類のメカニズムが想定されているのか？ 正確には何が取引されるのか？ 炭素マーケットと類似しているのか？

すべての市場は、自発的買い手と自発的売り手の間の取引を認めている。GDM について現在の考えは、生物多様性保護地域、“例えば、” 認証保護区” の供給を促進するものであり、その保護区は企業、消費者、その他の者が「買う」ことができる GDM 認定地域である。単に土地自体を売るのではなく、むしろ土地の生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用を含む生物多様性マネジメントを販売する。炭素マーケットのように、基準や認定方法は検討されている。しかし、炭素マーケットと異なり、生物多様性は商品（コモディティ）としては取引できない。例えば、何トンもの排出量の削減ではなく、認定された生物多様性計画を付帯する保護区というような土地の単位として取引される。また、重要なことは、炭素マーケットとは異なり、GDM は一般的に、国際的なオフセット²を支

² ここでいう国際的なオフセットとは、開発する国とオフセットする国が異なるような場合のことを指す。したがって、例えば、日本での開発を東南アジアの国でオフセットするような国際的なオフセットは支持しない。

持していない。これは、通常の生物多様性オフセットでは、「like-for-like（訳注：失われた生物多様性と、同じ種類のもので代償する）」なものであり、地域限定的なオフセットを行うためである。

8. 生物多様性の供給を認証するための基準の作成とはどういうことか？すでに多くの環境基準があるのではないか？

確かに、一生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、公正な利益配分—という 3 つの生物多様性の目的に関連して、多くの既存基準が存在する。しかし、これらの基準の大半は、特定の財、例えば有機食品や持続可能な木材など、また特定のサービス、例えば、エコツーリズム、に焦点をあてたものであり、これらの財やサービスの供給によって影響を受ける自然地域に直接的に焦点を当てた基準ではない。従って、「生物多様性基準」は、社会環境的責任のための既存基準に加えて、生物多様性の保全と持続的利用を保証するための追加的なコミットメントを必要に応じて含みうる。この観点から GDM は、信頼性があり、この分野で最良の実践事例と考えられる場合には、既存の生物多様性関連基準を利用すべきである。

9. どのようにして発展途上国は GDM 基準に合わせるができるだろうか？これは保護貿易主義のみせかけではないのか？

GDM のビジョンは、より高い基準を課すことを通じて、発展途上国の輸出を抑制するものではなく、生態系の破壊行為から経済成長を切り離すことによって、生物多様性の損失を食い止めるものである。「ビジネス・アズ・ユージュアル (Business as usual)」は持続可能ではない。それゆえに、資金資源と技術資源を動員し、新しい市場プロセスを發展させることを通じて、持続可能性を促進し生物多様性を復元するという自主的な「生物多様性の生産基準」を満たす「生物多様性の輸出者」(大半は途上国) という新しい種類のグループを作り出す。特に、一部の発展途上国のための「特別のかつ異なる」待遇という WTO 原則は、新しい基準の長い実施期間において適用されるだろう。従って、GDM は「生物多様性の保全には大規模な投資が必要とされており、これらの投資から得られる環境、経済、社会的便益に対する幅広い期待がある」という CBD の認識を支持する。

10. どのようにして GDM の「開発」基準を定義し、伝えるか？

GDM の中核となる考えは、発展途上国で行われる生物多様性の保全と経済発展の促進の両方に関連する活動への支援を強化することである。これは、「経済、社会的発展や貧困撲滅は、発展途上国での最優先事項である」という CBD の認識と一致する。適切な基準が開発される必要はあるが、雇用創出、貿易促進、ミレニアム開発目標の達成は中心的要素となる可能性が高い。

1 1. 新しく追加的な保護区域への支払いについて単に述べているのか？

Yes と no のどちらとも言える。Yes の場合、GDM は、開発の文脈で CBD の目的を達成する「生物多様性保護区域」の供給を奨励する。しかし、生物多様性保護区域は、いわゆる「生産区域」と密接にリンクしている。「生産区域」とは、生物多様性を保全する一方で、水、鉱物、木材、農産物、観光、レクリエーション、複合施設、工業や住宅用不動産などのような、さまざまな財やサービスの供給のために管理される土地である。そして、No の場合、GDM は、単に既存の保護区域への資金供給に焦点を当ててではなく、GDM の認証保護区域は資金供給に適切な場所である。

1 2. どのタイプの生物多様性の供給が GDM のもとでは適格であるか？

GDM は、特定のランドスケープや生態系において、CBD の目的を満たすための受け入れ可能なアプローチとして、各種の既存の基準やスキームの採用を認める生物多様性の基準と認証スキームの開発を行う。従って、生物多様性を保存しつつ特定のランドスケープを統合的に管理する手法が様々であることと同様に、これらのランドスケープや生態系に関する生物学的プロセスや資源が多様であることを反映し、様々な認証区域が供給されることになる。例えば、南アフリカの有機かつ持続可能な牛の牧場経営や、ブラジルの熱帯林の植林や持続可能な木材、インドネシアでのコミュニティーレベルで行われるサンゴ礁に生息する観賞魚の捕獲、キプロスの別荘地の保全などがあげられる。

1 3. 生物多様性保護区域の価格または価値はどのように決定されるか？

すべての市場のように、価格は買い手と売り手との交換で決定される。重要なことは、どこの地域でも生態系、種、遺伝子とその保全の状況に固有性があるため、個々の GDM の認証を受けた生物多様性保護区域は具体的なターゲット、マイルストーン、指標がある固有の生物多様性管理計画があるため、個々の GDM 認証区域は異なる価格をもつ可能性がある。この点から取引や価格決定は、事務所スペース、住宅、農場用地の市場、また美術市場で行われるものに似ている。これは、原油、米、大豆や炭素のための商品市場とは異なる。

1 4. GDM の契約や認証の取引の時間フレームはどのくらいか？

これには更なる議論や交渉が必要であるが、生物多様性の供給者と需要者の両方に対して、この投資が、価値があることを合理的に保証するだけの時間フレームは必要であろう。また長期契約は、買い手と売り手の両者の取引コストを下げるであろう。現在考えられているのは、GDM の認証は最初の 10 年間である。

1 5. 供給者のコンプライアンスをどのように検証したり、監視するのか？

この問題は、モーダリティーの交渉プロセスの一部として解決される必要がある。これ

は、GDM のガバナンスの仕組みの一部である。GDMでの検証は、既存の環境・社会的認証制度で行われている方式と類似の方法である独立した第三者機関によって行われる可能性が高い。また何らかの仲裁手続きの仕組みも必要となるだろう。この点から、炭素に関する CDM、ボランタリー炭素マーケット、森林製品や海産物の認証スキーム、フェアトレードのスキームなどのその他の環境・社会的認証スキームの経験から得られた教訓を学ぶことが重要となる。検証と監視に関わる取引コストの取扱いは重要な点である。

16. 将来の供給者や買い手は生物多様性市場に参入できるのか？

生物多様性保護区域の供給に関する明確な権利と責任を供給者が保有することを認証された生物多様性供給では求めているように、当該区域の管理や区域内の各種生物資源の利用に関する公的・地域コミュニティ・私的な明確な権利の保有が必要であろう。認証区域の管理を「販売する」ことによって、生物多様性供給者はこの生物多様性保護区域のオーナーシップを、権利の購入により明確に保有する必要がある他の買い手に、ある意味移転する。とりわけ、そのような取引が国際的な場合、買い手が、何を買うことができ、何を買うことができないのかについての透明かつ明確なルールが必要となる。

17. 民間部門が、この制度に参入したいという証拠はあるのか？

消費者や企業が、生物多様性損失の現在の傾向を逆転することの重要性を認識しつつあるとする証拠が増えてきている。利益を生み出すというインセンティブやサプライチェーンの脆弱性への恐れというインセンティブを有する企業もある。また別の企業は、顧客忠誠心や新規顧客獲得の手段として CSR(企業の社会的責任)に取り組んでいる。投資マネージャーは、一般的に良い企業管理のための強力な指標として持続可能性へのコミットメントを参照するが、これにより投資ポートフォリオの選択の際の見識のある判断が可能になる。消費者もまた、環境・社会的に責任ある製品やサービスを購入する傾向が強まっている。更には、ランドスケールの大きなフットプリントの負荷をもたらす企業にとって、生物多様性保護区域の需要のみならず、供給も行おうとする現実的な機会も存在するかもしれない。

18. GDM は義務的なものか、それとも自発的な仕組みであるべきか？

自主的な市場は、企業、消費者、その他の者の適切な自主的需要に対して、大規模な生物多様性の供給を行うことが可能であると、現在は考えている。例えば、グローバル企業トップ 500 社が、GDM 認証生物多様性供給のために収益の 1%の百分の1を捧げると、それだけで潜在需要 25 億ドルを生み出すであろう。生産や消費に伴う生物多様性への影響に対する支払いを企業や消費者に課すべきだと政策立案者は決定するかもしれないし、そのため生物多様性に対する需要の的確かつ適切なレベルを保証するために、規制の枠組みが設定されるかもしれない。しかし、GDM のパイロットフェーズでは自主的であることや、

認証された生物多様性供給を進めるための基準や認証制度の開発に焦点をあて、そうすることで、需要のレベルと本質に対する示唆が得られる。

19. GDM はどのようにガバナンスされるか？

詳細なガバナンスの仕組みは、GDM のモダリティーに依存する。しかし、どのような仕組みであっても合法性と透明性を示すことが必要である。これは、すべての主な関係者が参加するマルチステークホルダー構造が必要であることを示す。とりわけ、CBD の下に GDM を構築することによって、先進国と途上国の政府、民間部門、生物多様性 NGO も同様に、GDM のデザイン、実施、ガバナンスに対して声を発することができることを保証する新しい機会となる。

20. CBD 締約国はナイロビでの5月の会議や名古屋での10月の COP10 で GDM に関して何ができるのか？

2010 年 5 月のナイロビでの WGRI3（注：CBD の条約のレビューと実施に関する特別 WG）において、締約国は新しい革新的資金メカニズムとして、GDM 構築に関するグローバルな議論の開始を COP に対して勧告できうる。2010 年 10 月の名古屋での COP10 において、締約国は、GDM の設置プロセスの開始を決めることができうる。このプロセスは、生物多様性保護区域のための GDM 基準と認証システムの開発、認証された生物多様性供給者と自主的な買い手間での生物多様性取引を可能とする自主的なパイロットフェーズの開始を含む。COP10 では、政府、政府間組織、資金供給メカニズム、民間企業、基金団体、NGO、その他などが、GDM を支持するためのコミットメントを承認することもありうる。

GDM 2010 年 イニシアティブは、名古屋で行われる 2010 年 10 月の CBD COP10 において、グリーン開発メカニズムに関する決議という重要なレベルを達成することを目的としている。オランダ政府からの資金援助を受け、CBD 事務局、Earth Mind、IUCN、OECD、UNEP などの生物多様性資金供給に関する専門家から構成される運営委員会が主導している。さらに詳細お知りになりたい方は dgm.earthmind.net をご覧ください。